地方独立行政法人新小山市民病院 夜間外来受付業務委託契約書

地方独立行政法人新小山市民病院（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、地方独立行政法人新小山市民病院夜間外来受付業務（以下「本業務」という。）について次のとおり契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、本業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

２　本業務の委託により本業務が適切かつ円滑に運用され、患者サービスの向上に寄与することを目的とする。

3　乙は、本業務を仕様書および特記仕様書（以下「仕様書等」）に基づき履行するものとする。

（契約期間）

第２条　本業務の委託契約期間は、平成３１年４月１日から平成３４年３月３１日までとする。

（契約金額）

第３条　本業務の委託契約に係る契約金額は、次のとおりとする。

月額　金　　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を除く。）

（契約保証金）

第４条　契約保証金は、契約金額の１００分の１０以上とする。ただし、地方独立行政法人新小山市民病院契約規程（平成２５年規程第５１号）第３０条第１項第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

（検査及び契約代金の支払い）

第５条　乙は、毎月末日の締め後に、甲による検査合格をもって適法な請求書により契約代金を請求するものとし、甲は、当該請求書を受理した日の翌月末日までに、同請求書による請求額（原則として第３条の月額に消費税及び地方消費税を加算した金額）を乙の指定する銀行口座へ振込送金にて支払うものとする。ただし、当該日が銀行の休業日の場合には、その直前の銀行営業日までに支払うものとする。

（法令等の遵守）
第６条　乙は、本業務の実施に当たり、関係諸法令、個人情報特記事項その他の規程を遵守しなければならない。
（責任者の指定）
第７条　乙は、本業務の実施に当たり、責任者を選任し、甲に通知するとともに、次に定める任に当たらせるものとする。また、責任者を変更する場合においても同様とする。
(1)　本業務の実施に関する甲の監督員との連絡調整
(2)　仕様書等に基づく細部事項の打合せ
(3)　本業務に従事する乙の従業員の管理及び監督
（規律の維持）
第８条　乙は、乙の従業員に対し、個人情報特記事項の内容を周知し、遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。
（衛生管理）
第９条　甲の監督のもと、乙は、乙の従業員の体調管理及び安全教育、本業務の履行に必要な設備、備品等の保全に努めなければならない。
（談合等の不正行為に係る損害賠償）
第１０条　この委託契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、甲の請求に基づき第３条の総額の１０分の２に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この委託契約を履行した後も同様とする。
(1)　この委託契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項又は第８条の３の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第５１条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。
(2)　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づ

く排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは乙等に対する命令で確定した者をいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この委託契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3)　納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この委託契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4)　この委託契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第８９条第１項に規定する刑が確定したとき。

(5)　本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６に規定する刑が確定したとき。

２　乙は、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合は、その超える額を、甲の請求に基づき甲の指定する期間内に支払わなければならない。

３　乙は、前２項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、請求金額に年３．０パーセントを乗じて得た額の遅延利息を甲に納付しなければならない。

（貸与資料等の提供）

第１１条　乙は、甲に対し本業務を行うために必要な（個人）情報が記録

された資料等（電磁的記録を含む。以下「貸与資料等」という。）の提供を要求できるものとする。

（利用及び提供の制限）

第１２条　乙は、甲の承認がある場合を除き、その取扱う個人情報を本業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。本業務を行わなくなった後においても、同様とする。

（複製等の禁止）

第１３条　乙は、その取扱う個人情報が記録された資料等の複製、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りではない。

（貸与資料等の返還等）

第１４条　乙は、本業務を行わなくなった場合は、貸与資料等（複製したものを含む。）を速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

２　前項に定める場合のほか、乙は、甲の承諾を得た場合は、甲の立会いのもとに、貸与資料等を廃棄することができる。

（取扱状況の報告等）

第１５条　乙は、甲に対し、甲乙双方の合意により定めた期間、方法及び内容等で、その取扱う個人情報の取扱状況等について、甲が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。

（秘密の保持）

第１６条　乙は、甲からの貸与資料等（公知の情報を除く。）及び本業務の履行に関して知り得た甲の情報及び住所・職員等の個人情報を他に漏らし、又は本業務の履行以外の目的で利用してはならない。

２　乙は、乙の従事者に前項に規定する義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

３　乙の秘密保持業務は、この委託契約終了後も継続する。

（安全確保の措置）

第１７条　乙は、その取扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その

他個人情報の適切な管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、前項に規定により定めを作成するなど必要な措置を講じたときは、甲に対し、その内容を報告しなければならない。

（安全確保上の問題への対応）

第１８条　乙は、本業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

２　乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又はき損その他安全確保に係る場合には、直ちに甲に当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等に必要な甲の指示に従わなければならない。

３　乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を甲と協力して講じなければならない。

（違約金の徴取）

第１９条　乙は、履行期間までに本業務を完了しなかったときは、遅延日数に応じ、第３条の総額に年３．０パーセントを乗じて得た額を違約金として甲に納付しなければならない。

（損害のために生じた経費の負担）

第２０条　本業務の実施に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）により生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

（苦情処理）

第２１条　乙は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

２　乙は、個人情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

（権利義務等の譲渡等の禁止）

第２２条　乙は、この委託契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保の用に供し、若しくは継承させてはならない。

（随時報告）

第２３条　甲は、乙に対し、随時、本業務の実施状況の報告を求めることができる。

（再委託の禁止）

第２４条　乙は、この委託契約の業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、この委託契約の業務の一部の委任をあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（事故等の報告）

第２５条　乙がこの委託業務の遂行に当たり発生した事故等については、直ちに、甲に書面により報告しなければならない。

（委託者の契約解除権）

第２６条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この委託契約を解除することができる。この場合において、当該解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

(1)　この委託契約の締結及び履行に関し、不正な行為があったとき。

(2)　この委託業務を履行しないとき、又は履行期限の完了が見込めないとき。

(3)　乙が行う本業務が仕様書の求める業務内容を満たさないとき。

(4)　甲又は甲の指定する監督員等が改善の指示をしてもなお達成されないとき。

(5)　正当な理由なく甲の行う第５条の検査に協力しないとき､又は当該検査を妨げたとき。

(6)　乙が、その責めに帰すべき事由により情報漏えい等の事故が発生したとき。

(7)　前各号のほか、この委託契約による義務を履行しないとき。

(8)　甲に対しこの委託契約の解除を申し入れたとき。

(9)　乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合

にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員のよる不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（損害賠償）

第２７条　乙は、前条の規定によるこの委託契約の解除により甲に損害が生じたとき、又は本業務の実施に関し、自己の責めに帰すべき事由により、甲に損害を与えたときは、甲に対しその損害を賠償しなければならない。

２　甲の責めに帰す理由により、第５条に定める期間内に正当な理由なく乙に支払いを行わなかったときは、乙は、支払期日の翌日から起算して支払日までの日数に応じ、未払額に政府契約の支払遅延防止等に関する

法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を甲に遅延利息として請求することができる。ただし、遅延利息の総額が１００円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に１００円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約保証金の納付が免除されている場合の特例）

第２８条　乙は、契約保証金の納付が免除されている場合において、第２６条第１項の規定によりこの委託契約が解除されたときは、契約保証金の甲への帰属に代えて、第３条の総額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

第２９条　乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この委託契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関係を有する者をいう。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報をしなければならない。

（事業者調査への協力）

第３０条　甲がこの委託契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めたときは、甲は、乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（甲に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

（覚書の取交し）

第３１条　この委託契約に定めのない事項について合意を要する場合は、甲乙間で別途覚書を取り交わすものとする。

（協議）

第３２条　この委託契約に定めのない事項又はこの委託契約の解釈に疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い、甲乙間で協議の上解決するものとする。

２　法改正等の法規制、行政監督署等の指導・命令により、この委託契約を変更する必要がある場合は、甲乙が協議の上、別途覚書又は変更契約

を締結するものとする。

（合意管轄）

第３３条　この委託契約において甲乙間の協議が調わず訴訟の必要が生じた場合は、訴訟を起こす側の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この委託契約の締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

栃木県小山市大字神鳥谷２２５１番地１
甲　　地方独立行政法人新小山市民病院
理 事 長　　島 田　和 幸

乙